

第32条の2 少量危険物の貯蔵及び取扱いのすべてに共通する技術上の基準は、次のとおりとする。

(う)(す)(ほ)

- (1) 漏れた危険物を一時的に貯留する設備（以下「貯留設備という。」）又は油分離装置にたまつた危険物は、あふれないように随時くみ上げること。(す)(ほ)(ま)
- (2) 危険物又は危険物のくず、かす等を廃棄する場合には、それらの性質に応じ、安全な場所において、他に危害又は損害を及ぼすおそれのない方法により行うこと。(す)(ほ)
- (3) 危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所では、当該危険物の性質に応じ、遮光又は換気を行うこと。(す)(ほ)
- (4) 危険物は、温度計、湿度計、圧力計その他の計器を監視して、当該危険物の性質に応じた適正な温度、湿度又は圧力を保つように貯蔵し、又は取り扱うこと。(す)(ほ)
- (5) 危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合においては、危険物の変質、異物の混入等により、当該危険物の危険性が増大しないように必要な措置を講ずること。(す)(ほ)
- (6) 危険物が残存し、又は残存しているおそれがある設備、機械器具、容器等を修理する場合は、安全な場所において、危険物を完全に除去した後に行うこと。(す)(ほ)
- (7) 可燃性の液体、可燃性の蒸気若しくは可燃性のガスが漏れ、若しくは滞留するおそれのある場所又は可燃性の微粉が著しく浮遊するおそれのある場所では、電線と電気器具とを完全に接続し、かつ、火花を発する機械器具、工具、履物等を使用しないこと。(す)(ほ)
- (8) 危険物を保護液中に保存する場合は、当該危険物が保護液から露出しないようにすること。(す)(ほ)
- (9) 接触又は混合により発火するおそれのある危険物と危険物その他の物品は、相互に近接して置かないこと。ただし、接触又は混合しないような措置を講じた場合は、この限りでない。(す)(ほ)
- (10) 危険物を加熱し、又は乾燥する場合は、危険物の温度が局部的に上昇しない方法で行うこと。(す)(ほ)
- (11) 危険物を詰め替える場合は、防火上安全な場所で行うこと。(す)(ほ)
- (12) 吹付塗装作業は、防火上有効な隔壁で区画された場所等安全な場所で行うこと。(す)(ほ)
- (13) 焼入れ作業は、危険物が危険な温度に達しないようにして行うこと。(す)(ほ)
- (14) 染色又は洗浄の作業は、可燃性の蒸気の換気をよくして行うとともに、廃液をみだりに放置しないで安全に処置すること。(す)(ほ)
- (15) バーナーを使用する場合においては、バーナーの逆火を防ぎ、かつ、危険物があふれないようにすること。(す)(ほ)
- (16) 危険物を容器に収納し、又は詰め替える場合は、次によること。(ほ)

ア 固体の危険物にあつては危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号。以下「危険物規則」という。）別表第3、液体の危険物にあつては危険物規則別表第3の2の危険物の類別及び危険等級の別の項に掲げる危険物について、これらの表において適応するもの

とされる内装容器（内装容器の容器の種類が空欄のものにあつては、外装容器）又は危険物規則第39条の3第1項に規定する告示の例による容器（以下この号において「内装容器等」という。）に適合する容器に収納し、又は詰め替えるとともに、危険物規則第43条の3の規定の例により危険物を収納すること。（ほ）

イ 内装容器等には、見やすい箇所に危険物規則第39条の3第2項から第6項までの規定の例による表示をすること。（ほ）

(17) 危険物を収納した容器を積み重ねて貯蔵する場合には、高さ3メートル(第4類の危険物のうち第3石油類及び第4石油類を収納した容器のみを積み重ねる場合にあつては、4メートル)を超えて積み重ねないこと。（ほ）

2 少量危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備のすべてに共通する技術上の基準は、次のとおりとする。（ほ）

(1) 危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所には、危険物規則第17条第1項又は第18条第1項の規定の例により、見やすい箇所に危険物を貯蔵し、又は取り扱っている旨を表示した標識（危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンクのうち車両に固定されたタンク（以下「移動タンク」という。）にあつては、0.3メートル平方の地が黒色の板に黄色の反射塗料その他反射性を有する材料で「危」と表示した標識）並びに危険物の類、品名、最大数量及び移動タンク以外の場所にあつては防火に関し必要な事項を掲示した掲示板を設けること。（ほ）

(2) 危険物を取り扱う機械器具その他の設備は、危険物の漏れ、あふれ又は飛散を防止することができる構造とすること。ただし、当該設備に危険物の漏れ、あふれ又は飛散による災害を防止するための附帯設備を設けたときは、この限りでない。（ほ）

(3) 危険物を加熱し、若しくは冷却する設備又は危険物の取扱いに伴つて温度の変化が起こる設備には、温度測定装置を設けること。（ほ）

(4) 危険物を加熱し、又は乾燥する設備は、直火を用いない構造とすること。ただし、当該設備が防火上安全な場所に設けられているとき、又は当該設備に火災を防止するための附帯設備を設けたときは、この限りでない。（ほ）

(5) 危険物を加圧する設備又はその取り扱う危険物の圧力が上昇するおそれのある設備には、圧力計及び危険物規則第19条第1項の規定の例による安全装置を設けること。（ほ）

(6) 引火性の熱媒体を使用する設備にあつては、その各部分を熱媒体又はその蒸気が漏れない構造とするとともに、当該設備に設ける安全装置は、熱媒体又はその蒸気を火災予防上安全な場所に導く構造とすること。（ほ）

(7) 電気設備は、電気工作物に係る法令の規定の例によること。（ほ）

(8) 危険物を取り扱うに当たつて静電気が発生するおそれのある設備には、当該設備に蓄積される静電気を有効に除去する装置を設けること。（ほ）

(9) 危険物を取り扱う配管は、次によること。（ほ）

ア 配管は、その設置される条件及び使用される状況に照らして十分な強度を有するものとし、かつ、当該配管に係る最大常用圧力の1.5倍以上の圧力で水圧試験（水以外の不燃性の液体

又は不燃性の気体を用いて行う試験を含む。)を行つたとき漏えいその他の異常がないものであること。

イ 配管は、取り扱う危険物により容易に劣化するおそれのないものであること。

ウ 配管は、火災等による熱によつて容易に変形するおそれのないものであること。ただし、当該配管が地下その他の火災等による熱により悪影響を受けるおそれのない場所に設置される場合にあつては、この限りでない。

エ 配管には、危険物規則第13条の4の規定の例により、外面の腐食を防止するための措置を講ずること。ただし、当該配管が設置される条件の下で腐食するおそれのないものである場合にあつては、この限りでない。

オ 配管を地下に設置する場合には、配管の接合部分（溶接その他危険物の漏えいのおそれがないと認められる方法により接合されたものを除く。）について当該接合部分からの危険物の漏えいを点検することができる措置を講ずること。

カ 配管を地下に設置する場合には、その上部の地盤面にかかる重量が当該配管にかからないように保護すること。

条則

（標識等）

第16条 （略）

2 条例第32条の2第2項第1号に規定する危険物を貯蔵し、又は取り扱つている旨の表示は「少量危険物貯蔵取扱所」とする。（と）

3 （略）

【解説】

本条第1項は、少量危険物の貯蔵及び取扱いのすべてに共通する技術上の基準を規定したものである。

第2項は、少量危険物を貯蔵し、または取り扱う場所の位置、構造及び設備の全てに共通する技術上の基準を規定したものである。

1 第1項第1号

貯留設備や油分離装置にたまつた危険物のみならず、ゴミや砂などについても除去すること。

2 第1項第2号

可燃性の危険物は、少量ずつ安全な場所で焼却したり、水溶性の塩類又は酸類である危険物は、水で希釈した後処理したり、その他埋設したりして、他に危害を及ぼさないよう危険物の性質に応じて廃棄しなければならない。

3 第1項第3号

「遮光」を図る必要があるのは、黄リン、エーテル、二硫化炭素、コロジオンその他揮発性の大きい液体等の危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合である。

「換気」は、危険物を貯蔵又は取り扱う場所における室内の空気を有効に置換し、温度、湿度を適正に保つことを目的としており、自然換気、強制換気のいずれでもよい。

4 第1項第4号

「その他の計器」には、液面計、流量計、回転計、電流計等がある。

5 第1項第5号

自然発火性の危険性のある危険物又は混合接触により発火したり爆発したりする危険物については、予めその性質を把握して、本号の適正な運用に努めなければならない。

6 第1項第6号

本号は、危険物を取り扱う設備、機械器具、容器等を修理する場合には、とかく残存危険物による災害が起こりがちであることから、規定したものである。

7 第1項第7号

「電線と電気器具との安全な接続」については、第2項第7号の規定と一体となることによって、危険物の保安が確保されるものである。

「火花を発しない工具」として、ゴム製ハンマーや防爆用安全工具（ベリリウム銅合金製）が通常使用されている。

8 第1項第8号

「保護液」とは、空気に接触させると著しく危険となる危険物を保護するための液であり、例えば、金属ナトリウムの場合のパラフィン、灯油、軽油、あるいはニトロセルロースの場合の水等がこれに該当する。

9 第1項第9号

接触又は混合による発火危険のある危険物と危険物その他の物品とを同一場所で貯蔵した場合においては、地震等による相互の物品の接触混合又は転落による危険物の流出等によって災害が発生することが容易に考えられるので、これらの危険物又は物品は、そのおそれのないように貯蔵・保管しなければならない。

10 第1項第10号

「温度が局部的に上昇しない方法」としては、次の方法が考えられる。

- (1) 直火を用いない方法
- (2) 熱源と被加熱物とを相対的に動かす方法
- (3) 被加熱物の温度分布に偏りを生じさせない方法

11 第1項第11号

本号は、シンナー、ガソリン、灯油、軽油等可燃性液体の詰替えが、コンロや石油ストーブ等の付近で行われて火災が発生する例が多く、この種の事故を予防するために規定したものである。

12 第1項第12号

本号は、吹付塗装作業が引火点が比較的低い危険物を溶剤として使用するため、その作業場所では可燃性蒸気の濃度が高くなる危険性があるので、防火上有効に隔壁等で区画された安全な場所で行うことを規定したものである。

「防火上有効に隔壁等で区画された安全な場所」とは、次に掲げる場所をいう。

- (1) 小屋裏に達する準耐火構造又は防火構造（下地が不燃材料のものに限る。）の壁（開口部を設ける場合は自閉式の防火設備とし、その他にあっては、防火上有効なダンパーを設けたもの）で区画された場所

なお、「防火構造」とは次に該当するものをいう。

ア 改正前建基令第108条第1号に適合していた防火構造（同条第4号の規定に基づき、建設大臣が同条第1号と同等以上の防火性能を有すると認めて指定したものを含む。）

イ 建設省告示第1359号（平成12年5月24日）第1、1ロに規定する構造（この場合、「屋外側」を「吹付塗装作業場側」に読み替えるものとする。）

- (2) 塗装ブース又はウォーターカーテン等を設け、危険物の蒸気等が塗装場所以外の場所へ拡散しない場所
- (3) 屋外又は周囲が十分に開放されている屋内で、火源から安全と認められる距離を有している場所

13 第1項第13号

本号は、比較的引火点の高い焼入油であっても、長時間の連続作業等により温度制御が適切に行われない場合には危険状態になることから規定したものである。

「危険物が危険な温度に達しない」方法としては、焼入油の容量を十分にとる、循環冷却装置を用いる、攪拌装置を用いる等の方法がある。

「危険な温度」とは、危険物の引火点から50度を差し引いた温度をいう。

14 第1項第14号

本号は、染色又は洗浄の作業は、吹付作業と同様、可燃性蒸気が滞留するおそれがあることから規定したものである。

15 第1項第15号

「逆火防止の方法」としては、バーナーに点火する際、事前に燃焼室に送風し、未燃焼ガス等を除去する方法（プレパージ）、バーナーの燃焼を止めた後、ある一定時間送風を継続して、燃焼室内の未燃焼ガス等を除去する方法（ポストパージ）等がある。

「危険物のあふれを防ぐ方法」としては、燃料をポンプで供給している場合の戻り管の設置、炎監視装置によりバーナーの不着火時における燃料供給停止装置等の方法がある。

16 第1項第16号イ

内装容器等には、危険物の品名、危険等級（危険物規則第39条の2に定める危険物の区分）、水溶性の第4類危険物にあっては、「水溶性」及び危険物に応じた注意事項を表示しなければならない。また、家庭で使用されている灯油用ポリエチレン容器、又は金属製ドラム、ペール缶、金属製18リットル缶、ガソリン携行缶は、危険物保安技術協会がその試験確認を行っており、消防法令に定められた基準に適合しているものに対して、認定ラベル、又は、基準適合性表示を貼付している。（図32の2-1参照）

図32の2-1_携行缶等の認定表示

灯油用ポリエチレンかん

ガソリン携行缶



灯油用ポリエチレンかん



17 第1項第17号

本号は、地震等による転落を防ぐため、危険物を収納した容器を積み重ねて貯蔵する場合の高さを規定したものである。

18 第2項第1号

少量危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所に設ける標識及び掲示板について規定したものである。

これらは、当該場所における危険物の所在を周知させることにより、防災上の注意を喚起し、ま

た、消火活動における効果を期待するものである。

移動タンクの標識にあっては、0.3メートル平方の地が黒色の板に、黄色の反射塗料やその他反射性を有する材料で「危」と表示し、車両の前後から確認できるように設けること。

移動タンク以外のものにあっては、大きさは、幅 0.3 メートル以上、長さ 0.6 メートル以上の地が白色の板に、黒色の文字で「少量危険物貯蔵取扱所」と表示すること。

掲示板については、危険物の類、品名、最大数量及び移動タンク以外にあっては、防火に関し必要な事項を掲示すること。

防火に関し必要な事項は、危険物規則第 18 条第 1 項第 4 号及び第 5 号の例により、貯蔵し又は取り扱う危険物に応じたものであること。

標識を掲げる場所は、少量危険物貯蔵取扱所の出入口付近等、外部から見やすい個所とし、掲示板については、施設の実態に応じて複数の掲示を行うこと。

「最大数量」とは、常時貯蔵し、又は取り扱っている数量の最大値のことをいう。

19 第2項第2号

「漏れ、あふれ又は飛散を防止することができる構造」とは、通常の使用条件に対し、十分余裕をもった容量、強度、性能等を有する構造をいい、「附帯設備」とは、オーバーフロー管、戻り管、受け皿、囲い、逆止弁、飛散防止用の覆い等がある。

20 第2項第3号

温度測定装置は、貯蔵し、又は取り扱う危険物の種類、性状、貯蔵取扱形態、設備の種類及び測定温度範囲等を考慮し、安全、かつ、正確に温度変化を把握できるものでなければならない。

21 第2項第4号

「直火」としては、可燃性の固体、液体又は可燃性気体を燃料とする火気や露出したニクロム線を用いた電熱器等が該当する。

「火災を防止するための附帯設備」としては、危険物の温度を自動的に当該危険物の引火点以下に制御することができる装置（サーモスタット等）、又は引火、着火を防止できる装置（不燃性ガス封入装置等）が該当する。

22 第2項第5号

「安全装置」としては、自動的に圧力の上昇を停止させる装置や減圧弁等がある。

23 第2項第6号

「熱媒体」としては、水蒸気や空気が使用されることが多いが、高引火点の危険物が使用されることもある。

「火災予防上安全な場所に導く構造」とは、熱媒体又はその蒸気が噴出しないよう、当該安全装置から配管等により、屋外の冷却装置又は予備タンク等に導くような構造をいう。

なお、冷却装置、及び予備タンクは、周囲に火気、火花を発生する装置のない屋外の高所に設置しなければならない。

24 第2項第7号

「電気工作物に係る法令の規定」とは、電気事業法に基づく「電気設備に関する技術基準を定める省令」をいう。

危険物の貯蔵及び取扱いに伴い、可燃性の蒸気又は可燃性の微粉が漏れ、滞留するおそれのある場所に設ける電気設備については、これが火源とならないようにするために本号を規定している。具体的には、防爆性能を有する機器を用いること等である。

25 第2項第8号

「静電気を有効に除去する装置」とは、静電気を発生しやすい危険物（特殊引火物、第一石油類、第二石油類等が考えられる。）を取り扱う設備を接地（アース）することにより、静電気を除去することが一般的である。

26 第2項第9号

- (1) 配管の材質は、鋼製その他金属製のもの及び「危険物を取り扱う配管等として用いる強化プラスチック製配管に係る運用基準について」（平成10年3月11日付け消防危第23号）に適合する強化プラスチック製配管がある。
- (2) 強化プラスチック製配管は危険物の性状による材質の劣化がないものであること。
- (3) 強化プラスチック製配管は、鋼製配管と異なり火災による熱によって容易に変形・破損するおそれがある。「火災等による熱により悪影響を受けるおそれのない場所」とは、ふたを鋼製、コンクリート製とした地下ピットに設置する場合が該当する。
- (4) 「外面の腐食を防止するための措置」とは、配管を地上に設置する場合は地盤面に接しないようにするとともに、外面の腐食を防止するためさび止め塗料を塗布することであるが、銅管、ステンレス鋼管、亜鉛メッキ鋼管等の錆びにくい材質で造られたものにあっては必ずしも塗装の必要はない。

配管を地下に設置する場合、電氣的腐食のおそれのある場所においては、塗覆装又はコーティング及び電気防食、それ以外の場所においては、塗覆装又はコーティングによる防食措置が該当する。

- (5) 「接合部分からの危険物に漏洩を点検することができる措置」とは、当該部分を有蓋のコンクリートの箱（点検ボックス）に収納する等の措置をいう。（図32の2-2参照）

図 32 の 2 - 2 点検ボックスの例

